第五節　戸籍の記載等の嘱託

第百十六条　裁判所書記官は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記を嘱託しなければならない。ただし、戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。

一　別表第一に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合

二　審判前の保全処分が効力を生じ、又は効力を失った場合

第二章　家事審判事件

第一節　成年後見に関する審判事件

（管轄）

第百十七条　後見開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の項までの事項についての審判事件をいう。）は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第百十八条　次に掲げる審判事件（第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一　後見開始の審判事件

二　後見開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）

三　成年後見人の選任の審判事件（別表第一の三の項の事項についての審判事件をいう。）

四　成年後見人の解任の審判事件（別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第一項において同じ。）

五　成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の六の項の事項についての審判事件をいう。）

六　成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の八の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第五項において同じ。）

七　成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第一の十二の項の事項についての審判事件をいう。）

八　成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいう。）

九　第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十五条第一項及び第二項において同じ。）

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

第百十九条　家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、民法第十条の規定による後見開始の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（陳述及び意見の聴取）

第百二十条　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号から第三号までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一　後見開始の審判　成年被後見人となるべき者

二　後見開始の審判の取消しの審判（民法第十条の規定による場合に限る。）　成年被後見人及び成年後見人

三　成年後見人又は成年後見監督人の選任の審判　成年被後見人となるべき者又は成年被後見人

四　成年後見人の解任の審判　成年後見人

五　成年後見監督人の解任の審判　成年後見監督人

2　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　成年後見人の選任の審判　成年後見人となるべき者

二　成年後見監督人の選任の審判　成年後見監督人となるべき者

（申立ての取下げの制限）

第百二十一条　次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

一　後見開始の申立て

二　民法第八百四十三条第二項の規定による成年後見人の選任の申立て

三　民法第八百四十五条の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百四十三条第三項の規定による成年後見人の選任の申立て

（審判の告知等）

第百二十二条　後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

2　次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一　後見開始の審判　民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二　後見開始の審判の取消しの審判　成年後見人及び成年後見監督人

（即時抗告）

第百二十三条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一　後見開始の審判　民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二　後見開始の申立てを却下する審判　申立人

三　後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第十条に規定する者

四　成年後見人の解任の審判　成年後見人

五　成年後見人の解任の申立てを却下する審判　申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族

六　成年後見監督人の解任の審判　成年後見監督人

七　成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに成年被後見人及びその親族

2　審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。